労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、郵政産業労働者ユニオンから、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県及び長崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道	札幌中央郵便局、札幌西郵便局、山鼻郵便局、手稲郵便局、豊平郵便局、厚別郵便局、札幌白石郵便局、小樽郵便局、美唄郵便局、赤平郵便局、芦別郵便局、砂川郵便局、苫小牧郵便局、東室蘭郵便局、真狩郵便局、函館中央郵便局、旭川東郵便局、名寄郵便局、士別郵便局、帯広郵便局及び士幌郵便局
青森県	八戸郵便局
岩手県	盛岡中央郵便局及び好摩郵便局
宮城県	新仙台郵便局及び気仙沼郵便局
福島県	郡山南郵便局
茨城県	取手郵便局及び出島郵便局
栃木県	宇都宮中央郵便局
埼玉県	上尾郵便局、大宮西郵便局及び越谷郵便局
千葉県	千葉中央郵便局、花見川郵便局、佐倉郵便局、浦安郵便局及び松戸南郵便局
東京都	練馬郵便局、石神井郵便局、中野郵便局、中野北郵便局、杉並郵便局、杉並南郵便局、板橋北郵便局、王子郵便局、東京国際郵便局、晴海郵便局、小石川郵便局、赤羽郵便局、大泉郵便局、豊島郵便局、玉川郵便局、世田谷郵便局、東京多摩郵便局、本郷郵便局、渋谷郵便局、新宿北郵便局、葛飾新宿郵便局、新東京郵便局、銀座郵便局、光が丘郵便局、武蔵野郵便局、三鷹郵便局、八王子郵便局、目黒郵便局、浅草郵便局、荒川郵便局、足立郵便局、足立西郵便局、葛飾郵便局、本所郵便局、向島郵便局、小岩郵便局、深川郵便局、葛西郵便局、蒲田郵便局、芝郵便局、高輪郵便局、荏原郵便局、代々木郵便局、新宿郵便局、荻窪郵便局、羽村郵便局、あきる野郵便局、西巣鴨四郵便局、葛飾立石一郵便局、渋谷富ヶ谷二郵便局、世田谷北烏山郵便局及び東京逓信病院
神奈川県	川崎東郵便局、藤沢郵便局、平塚郵便局及び横浜中央郵便局
新潟県	新潟中央郵便局及び新潟中郵便局
静岡県	静岡中央郵便局、浜松郵便局、浜松北郵便局、浜松東郵便局、浜松西郵便局、積志郵便局及び湖西郵便局
愛知県	名古屋港郵便局、名古屋北郵便局及び昭和郵便局
滋賀県	比叡辻郵便局
京都府	京都中央郵便局、中京郵便局、山科郵便局、京都西郵便局、右京郵便局、向日町郵便局、左京郵便局、京都松尾郵便局、京都常磐郵便局、伏見京町北郵便局、京都七条米浜郵便局、京都桂上豆田郵便局、京都竜安寺郵便局、京都府庁前郵便局、美山郵便局及び宇治郵便局
大阪府	大阪北郵便局、新大阪郵便局、大阪国際郵便局、此花郵便局、西淀川郵便局、大阪港郵便局、豊中郵便局、豊中南郵便局、吹田千里郵便局、箕面郵便局、大阪城東郵便局、平野郵便局、東住吉郵便局、城東諏訪郵便局、大阪西郵便局、枚方郵便局、枚方北郵便局及び堺中郵便局
兵庫県	神戸中央郵便局、姫路南郵便局、垂水郵便局、須磨郵便局、神戸山田郵便局、姫路郵便局、飾西郵便局、相生郵便局、赤穂郵便局、香寺郵便局、龍野郵便局、上郡郵便局、西宮郵便局、灘郵便局、明石西郵便局、尼崎郵便局、高砂郵便局、加古川東郵便局、長田郵便局、東灘郵便局、神戸北郵便局、須磨北郵便局及び宝塚郵便局
奈良県	奈良西郵便局及び大和郡山郵便局
和歌山県	和歌山中央郵便局
島根県	浜田郵便局
岡山県	岡山中央郵便局
広島県	広島中央郵便局、広島西郵便局、高揚郵便局、広島東郵便局、安芸府中郵便局、呉郵便局、江田島郵便局、広郵便局及び尾道郵便局
山口県	宇部郵便局、下関郵便局、豊田郵便局及び岩国郵便局
香川県	高松中央郵便局及び高松南郵便局
愛媛県	宇和島郵便局
高知県	高知中央郵便局、大栃郵便局、高知南郵便局、土佐郵便局、高知東郵便局及び伊野郵便局
福岡県	福岡中央郵便局、新福岡郵便局、福岡七隈郵便局、北九州中央郵便局及び若松郵便局
長崎県	長崎中央郵便局、長崎東郵便局及び西彼杵郵便局

公　告

認　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１４号

兵庫県宝塚市旭町１丁目14番20―301号

債務者　渡邊　正弘

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　細川　歓子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７２号

愛媛県今治市伯方町木浦乙1114番地２

債務者　山城　秀文

1　決定年月日時　平成27年３月２日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　寄井真二郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前11時30分

5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで

松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１２４３号

名古屋市守山区野萩町13番14号　喜多山荘402号

債務者　武藤　正丸

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時40分

5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６４３号

大阪市平野区加美北１―23―４　ＡＶＥＮＩＬＥ　ＩＮＯＵＥ　Ⅱ―201号室、住民票上の住所大阪市平野区平野北２丁目14番４号

債務者　烏藤　直樹

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８４号

大阪市中央区神崎町４番８号　メゾンシュエスト802

債務者　林田　君代（旧姓勝部）

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６号

大阪市都島区都島北通２丁目11番24号　グレーシィ都島301号

債務者　長谷川修二

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大久保貴彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９号

兵庫県川西市鴬台２丁目８番地の６

債務者　岡田　　大

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後２時

5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで

大阪地方裁判所第６民事部